

根室市教育委員会規則第1号

根室市総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月20日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 7 年 2 月 2 0 日
根室市教育委員会規則第 1 号

根室市総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

根室市総合文化会館条例施行規則（平成 5 年根室市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定中「40%」を「70%」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。